

自然エネルギー利用機器等を設置した方へ 補助金の申請受付を 開始します

市では、地球温暖化防止を地域で進めるため、住宅に自然エネルギー利用機器等を設置した方に補助を行っています。

5月から、2013年度町田市住宅用自然エネルギー利用機器等設置補助金の申請受付を開始します。

※申請は、設置工事完了後に行ってください。

「住宅の居住部分で使用するため機器を設置した方」

今回は第1期(全4期)の受け付けです。

※下表の対象機器を市内の住宅に新たに設置した個人、または機器を設置した住宅を購入した個人

※機器を設置した住宅に居住していることが条件です。

教育委員長に佐藤昇氏が就任

4月1日付で、町田市教育委員会の教育委員長に佐藤昇氏(1948年生まれ、64歳)が就任しました。任期は1年です。

佐藤氏は、公立中学校長を退職後、2012年4月から教育委員を務めています。

また、職務代理者には岡田英子氏が就任しました。

対象機器と補助金額一覧表

補助対象機器	補助金額
太陽光発電システム	1kWあたり2万5000円(上限15万円)
太陽熱ソーラーシステム(強制循環式)	定額5万円
太陽熱温水器(自然循環式)	定額2万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器	定額3万円
潜熱回収型給湯器(高効率でない、旧来型の機器から付け替えた場合のみ対象)	定額2万円
家庭用蓄電池システム	1kWあたり2万5000円または機器費用の10%のいずれか低い額(上限10万円)

左記のとおりです。

職名	氏名
委員長	佐藤 昇
委員長職務代理	岡田 英子
委員	井関 孝善
委員	高橋 圭子
教育長	渋谷 友克

町田市教育総務課 ☎724・2172 FAX050・3161・7906

「共同住宅の共用部分で使用する機器を設置した方」
市内の共同住宅の共用部分で使用するため、新たに住宅用太陽光発電システムを設置した個人・事業者・管理組合※機器を設置した住宅を所有していることが条件です。

1kWあたり2万5000円(上限15万円)を補助
※申し込み順で、予算金額に達し次第終了します。

※申請書と申請の手引きは、環境・自然共生課、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所などで配布しています(町田市ホームページでダウンロードも可)。

環境・自然共生課 ☎724・4391 FAX050・3160・2758

東京都議会議員選挙 立候補者予定者 説明会

選挙管理委員会では、7月22日の任期満了に伴い、6月23日に予定されている東京都議会議員選挙の立候補者予定者説明会を開催します。

※直接会場へおいで下さい。
日5月17日(金)午後2時から
場市役所本庁舎2階会議室211

※会場の都合により、出席者は1候補者につき2人以内に限らせていただきます。

選挙管理委員会事務局 ☎724・2168 FAX724・1195

プラグインハイブリッド車対応 電気自動車 普通充電器を 設置しました

電気自動車普通充電器設置場所

市役所本庁舎南側

住所 森野2-2-22
利用時間 午前8時～午後7時(年中無休)

町田リサイクル文化センター駐車場内

住所 下小山田町3160
利用時間 午前7時～午後9時30分(日曜日、祝休日、年末年始を除く)

●印が設置場所です。
※急速充電器(PHV非対応)は、町田リサイクル文化センターと町田新産業創造センター(中町1-4-2)に設置しています。

家屋における固定資産税の 軽減措置が変更になりました

2013年度税制改正により、家屋の耐震改修工事やバリアフリー改修工事・省エネ改修工事を行った場合に、固定資産税の軽減措置の対象となる金額要件が「30万円以上」から「50万円を超える」に改正されました。

住宅改修に伴う 固定資産税(家屋)の 減額制度

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。

5月31日までに 申請を 田んぼのある里 推進事業

水田は、緑豊かな田園風景を構成するだけでなく、周辺の急激な温度変化を和らげるなど、重要な役割を担っています。しかし近年では、担い手不足や収益性の低下から減少の一途をたどっています。

①耐震改修
対1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合するよう改修工事(工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

②省エネ改修
対2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(窓の断熱改修工事が必須・工事費用が50万円を超えるもの)を行ったもの

③固定資産税(家屋)の減額制度
一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します。

④バリアフリー改修
対2007年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事(補助金などを除く工事費用が50

万円を超えるもの)を行ったもの

保全奨励金を交付します。
対市内に水田を所有し、今年度に水稲の作付けを予定している方
内1アールあたり15000円を上限に奨励金を支給
申請書(農業振興課、JA町田市各支店に有り)に記入し、5月31日まで(必着)に直接または郵送で農業振興課(〒194-8520、森野2-2-22)へ。

※昨年年度までに奨励金の交付を受けた方は、今回登録の手続きは必要ありません。
※登録済みの方には後日、今年度奨励金の請求書類を送付します。

町田農業振興課 ☎724・2166 FAX050・3101・9913

町田新産業創造センター(中町1-4-2)に設置しています。

町田新産業創造センター(中町1-4-2)に設置しています。